

障がい者差別解消に向け、

障害の「害」の字をひらがな表記した取り組みを始めます。

目的 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障がい者への人権尊重のための法整備が進む中、障害の「害」という漢字について、人の状態に対して使用することが、障がい者への差別・偏見を助長しかねないため、障がい者への人権の尊重と市民等の障がい者への理解を深めていただくことを目的に、障害の「害」の字をひらがなで表記していくこととする。

取組時期 今後印刷物を作成する場合、使用する。

表記の基本的な取扱い

- (1) 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。市民等、対外的な通知、広報物などを中心に対応していく。
- (2) 例外として次の場合は「障害」の表記を用いる。
 1. 国等の法令、制度などの名称や用語、地方公共団体の条例を用いる場合
 2. 国、その他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合
 3. 対象が人でない場合

区分(1)	具体例
「障がい」表記を使用する例	
・市が市民に発送するお知らせ文書 ・サービス案内冊子、パンフレット 広報・チラシなど ・市が主催する行事やイベント	障害者→障がい者、障がいのある方(人) 身体障害 → 身体障がい、身体に障がいのある 知的障害 → 知的障がい、知的障がいのある 精神障害 → 精神障がい、精神障がいのある 発達障害 → 発達障がい、発達に障がいのある

区分(2)	具体例
「障害」表記を使用する例	
(1) 法令の名称や用語を用いる場合	(法令名称) 障害者基本法 (法令用語) 身体障害者手帳、障害基礎年金
(2) 他の機関・団体、大会等の名称等の固有名詞を用いる場合	(機関) 国立障害者リハビリテーションセンター (団体) 府・市身体障害者福祉協会 (大会) 全国障害者スポーツ大会、全国障害者芸術・文化祭
(3) 医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合	心臓機能障害、高次脳機能障害、広汎性発達障害、認知障害、嚥下障害
(4) 「障害」という用語が人の状態を表すものでない場合	障害物、電波障害

※ 判断が困難な場合は、健康福祉部障害福祉課へ相談ください。